

2018年12月8日

「漁業法」改悪案の参院採決強行に抗議する(談話)

社会民主党幹事長 吉川はじめ

1. 本日、安倍政権と与党は、参院農林水産委員会と本会議で「漁業法」改悪案(漁業法等の一部を改正する等の法律案)の採決を強行した。「出入国管理法」改悪案の強行に続く数に奢った暴挙に、社民党は厳しく抗議する。衆参のわずかな審議を通じて、安倍首相が言い募る「70年ぶりの抜本改革」とは、地域の漁業者の共同により長年営まれてきた沿岸漁業に資金力に勝る企業を参入させ、長期的に漁業権を独占させる「企業が一番活躍しやすい国」づくりの水産業版との本質が露わになった。社民党は漁業者と漁村が守り通してきた里海の環境を悪化させ、国土保全の機能も損ないかねない改悪漁業法を一刻も早く廃止し、地元の漁協や漁業者に漁業権を優先的に割り当てる民主的な水産業の復活へ全力を尽くす。

2. 今回の改悪法の最大の問題点は、養殖漁業や定置網の沿岸水域の漁業権について地元の漁協や漁業者に与えてきた優先割り当ての廃止である。免許更新の際は漁場を「適切かつ有効に活用」しているかを基準に都道府県知事が判断し、新たな漁業権は「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に与えるとするが、いずれも基準が極めて曖昧で知事の胸先三寸で地元外企業への付与に道が開かれる。様々な魚種が重なり合う沿岸水域の漁業権を地元漁協が適切に管理し、必要に応じて海を休ませ、水産資源を維持し水質悪化を防いできた地道な取り組みが困難となりかねない。知事の判断次第でいつ漁場が新規参入企業に奪われかねないとなれば、漁業者の後継者不足に拍車がかかる恐れもあるなど地域の衰退も懸念される。「水産資源の管理」を名目に魚種ごとの漁獲可能量を設定し個々の漁船ごとに割り当てる制度も導入されるが、割当量の配分に沿岸漁業者の意見を反映する仕組みはなく、禁漁を余儀なくされた場合の補償もないなど、日本の水産業を支えてきた小規模漁業者への配慮を著しく欠いた改悪法が海や漁村の荒廃につながる事態を強く憂慮する。

3. 昨年の漁獲量は430万トンで1984年の3分の1にまで落ち込むなど、日本の水産業に実効性のある振興策が求められていることは確かだが、漁業者が規模の大小を問わず安心して漁を営める環境整備が第一歩であり、水産現場の実態や意見を踏まえない安倍政権は方向が全く逆である。社民党は、「資源管理・漁業経営安定対策制度」を着実に推進・拡充するとともに、漁獲枠も大・中型巻き網漁船に的確な規制を講じ漁業資源保護と小規模漁業者支援のバランスを取ったものとするなど、漁業者の所得向上と持続可能な水産業の確立へ全力を挙げる決意である。

以上